

大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を促進するため、予算の定めるところにより、既存宿泊施設のバリアフリー改修等を行う事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は次条に定める施設を運営する者等とする。

ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (3) 府税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 国又は地方公共団体
- (5) その他知事が事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと判断するもの

(補助対象施設)

第3条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙において建築物又は建築物の部分の用途の区分がホテル又は旅館であり、かつ大阪府内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する営業を現に行っている宿泊施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類するものは含まない。

(補助対象事業等)

第4条 補助事業者が補助対象施設において別表1の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象経費は、別表2の補助対象経費の欄に掲げるものであって、消費税額及び地方消費税額を除いたものとする。
- 3 補助事業者は、実施する補助事業が宿泊税充当事業である旨の明示を行うこととする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 国庫補助金、大阪府及び市町村の補助金、民間団体の助成金等の交付を受ける場合は、当該補助額を前項の補助対象経費から差し引いた額を補助対象経費とする。
- 4 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の補助金交付申請書は、補助事業に着手する14日前までに提出しなければならない。

(補助内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助内容又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
- (2) 補助金の減額の変更で、交付決定額の20パーセント以内の変更
- 2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする補助対象事業者は、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした補助事業者は、当該申請を取下げるときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとする。

(状況報告)

第9条 規則第10条に基づく報告は、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助事業着手届(様式第4号)を、補助事業に着手した日から起算して15日を経過した日ま

でに知事に提出することにより行わなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助事業実績報告書（様式第 5 号）を補助事業の完了の日から 30 日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の報告書には、別表 5 に掲げる書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の報告書と共に大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）に規定するホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報の公表に係る計画書（移動等円滑化情報公表計画書）を届出なければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受ける場合は、大阪府宿泊施設バリアフリー改修等事業費補助金交付請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(検査等)

第 12 条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

2 知事は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第 13 条 知事は、補助事業者が別表 1 の（3）バリアフリー化整備事業（設計）に係る補助金を受けた場合、その事業の完了の日から起算して 15 年以内に当該設計に基づく（1）バリアフリー化整備事業（工事）、（2）バリアフリー化整備事業（備品購入）又はこれらに類するバリアフリー化事業を実施しなかったとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(取得財産等の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した施設について、補助金交付の目的に従って、適切な維持管理及び効率的な運用に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 19 条の知事の定める期間は、補助金により取得した財産の処分制限期間について国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）に準拠する。

(義務の承継)

第 16 条 補助事業者が、補助事業実施の成果を新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 8 月 22 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。